

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	23 件

千葉国民年金 事案 2696

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月及び同年 5 月
私の国民年金保険料は、私の父が、私の実家がある町役場に納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の父は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し保険料を完納しており、納付意識の高さがかがわれる。

また、被保険者台帳によると、申立人は昭和 45 年 1 月から 47 年 3 月までの保険料は納付済みとなっていることが確認でき、申立期間において申立人の母の保険料も納付済みとなっている上、申立期間は 2 か月と短期間であることを考え合わせると申立人の父が申立期間の保険料を納付したと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで

私は、A（職種）の夫を手伝いながら税金や夫婦の年金等を管理しており、昭和 55 年 6 月に夫の国民年金保険料の未納分として約 23 万円を特例納付した際、申立期間①及び②の保険料も一緒に納付したはずである。夫が完納となっているにもかかわらず、私の納付記録が 15 か月も未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、還付済みの申立期間①及び②を含めると 60 歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が納付していたとする申立人の夫の保険料についても完納していることから、申立人の国民年金制度に対する理解及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、被保険者台帳によると、申立人及びその夫は共に、申立期間①及び②に挟まれた昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料を 55 年 1 月に特例納付している上、同年 6 月に夫の国民年金制度発足時からの未納分及び申立期間②の保険料を特例納付していることから、申立人も、申立期間①及び②について特例納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月から52年3月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで

私は、20歳のころ勤務先の店主に勧められて、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。当時は集金人に現金で納付していたと記憶している。C社会保険事務所（当時）で昭和52年4月から53年3月までの納付が確認され記録が訂正されたが、申立期間の保険料も納付したはずであり確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、12か月と短期間であり、直前の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料の納付記録が平成21年7月1日に未納から納付済みに訂正され、54年4月から同年12月までの保険料が納付済みと記録されている上、申立人の所持する年金手帳に53年8月7日にA市D区へ住所変更を行った記載があることから申立期間②の保険料は現年度で納付可能であり、納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和50年ごろB区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を集金人に現金で納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、52年4月1日に社会保険事務所（当時）からB区に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年4月中旬ごろ行われたものと推認され、この時点を基準にすると、申立期間①は、過年度による保険料の納付が可能であるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶は無い上、

B区において、集金人が過年度の保険料を収納していた事情も見当たらない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年5月まで

私は、平成2年8月1日にA社を退職後、B市役所から国民年金保険料の納付書類が送られてきて、半年ごとに一括納付したが、3年4月にC社に就職したため、4年4月ごろ厚生年金保険料と重複した部分の国民年金保険料を返金して欲しいとB市役所D出張所に申し出たところ、2か月ぐらい後に3万円弱の還付があったと記憶している。その還付された期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金への二度の切替手続を適正に行い、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金制度への関心は高く、保険料の納付意識の高さが認められる。

また、オンライン記録によれば、平成3年3月から同年5月までの保険料について過誤納記録があり、厚生年金保険等の加入を還付理由とし、4年5月7日付けで決議を行い、5年5月14日に申立人に還付されたことが記録されているが、申立人は、当該期間は厚生年金保険等の被保険者となっておらず、国内で居住し国民年金の第1号被保険者であったと考えられ、保険料が納付されていたにもかかわらず、国民年金の被保険者資格を喪失させ無資格期間とし、保険料を還付した理由は不明であり、行政側の記録管理の不手際により、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年5月から7年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から7年4月まで

私は、国民年金保険料を2年間さかのぼって納付できることを友人から聞いて知っていたので、平成7年12月にA市役所内にあるB銀行の出張所で、直近2年間分の保険料22万円から23万円ぐらを一括納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間の国民年金保険料を申立期間を除き60歳に到達するまですべて納付している上、申立期間に近接する平成7年5月から8年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

また、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、平成8年4月8日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年6月ごろに行われたものと推認でき、この時点を基準とすると、申立期間のうち6年5月から7年4月までの期間は、申立人の主張するとおり過年度保険料を納付できる期間であることから、納付がされたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち平成6年4月以前の保険料については、加入手続を行った8年6月を基準にすると、時効により保険料を納付できない期間である上、申立人自身もさかのぼって納付したのは2年間分の保険料であると主張しており、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから納付があったものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年5月から7年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月から 48 年 12 月まで
② 昭和 53 年 10 月
③ 昭和 55 年 11 月から 61 年 3 月まで
④ 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

私は、A 区に住んでいた当時、国民年金保険料の半年分の納付書が送付されてきて、毎月、郵便局か銀行で納付していたはずである。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号の前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和 63 年 7 月ごろに A 区において行われたものと推認でき、この時点で、61 年 4 月以降の国民年金保険料は過年度納付が可能であり、申立期間④の前後の期間は過年度で保険料を納付している上、申立期間④は 3 か月と短期間であることから、納付されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①、②及び③に係る国民年金の被保険者資格は昭和 63 年 7 月 5 日に資格記録が追加処理されていることから、この時点を基準にすると、申立期間①、②及び③については、時効により保険料の納付はできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①、②及び③の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が申立人に払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間及び52年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月から51年3月
② 昭和52年4月から同年12月

私は、会社を退職後の昭和47年6月に国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を続けてきたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、前後の期間の国民年金保険料が納付済みであることが確認でき、同居する申立人の妻も申立期間②の保険料は納付済みである上、9か月と短期間であることから、保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間①のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間は、申立人の妻は納付済みである上、申立人の所持する給与所得の源泉徴収票の社会保険料欄に記載された金額は、同期間の国民年金保険料が含まれていると推認できることから、納付していたものと考えられる。

一方、申立期間①のうち、昭和50年3月以前の期間については、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期より、52年7月ごろと推認でき、同時点で50年3月以前の保険料は時効により納付することができない期間であり、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する給与所得の源泉徴収票の社会保険料欄には国民年金保険料が含まれていると推認できる金額の記載は認められなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの期間及び52年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2703

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年7月まで

私は、昭和48年4月に会社を辞め、私の母が国民年金の加入手続を行ってくれ、父が国民年金保険料を納付してくれた。私の年金記録が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年8月9日にA市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、同年10月12日に国民年金の加入手続を行い、同年4月21日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和48年10月12日に発行され、同年4月21日の強制取得記録、50年4月*日の結婚による任意加入への種別変更記録及びA市からB区への住所変更記録の記載があるが、オンライン記録では、国民年金の被保険者記録は同年4月に任意加入とされ、事実とは異なる記録となっており、行政側の記録管理に不備がうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする両親は、国民年金の被保険者期間の保険料は全期間納付済みであり、申立人も申立期間以降に未納は無く、保険料の納付意識の高さが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの期間、48年10月から同年12月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和40年3月から47年9月まで
③ 昭和48年10月から同年12月まで
④ 昭和50年4月から同年6月まで

私は、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、郵便局やC銀行（現在は、D銀行）の支店に納付書を持参して国民年金保険料を納付していた。その後C銀行の口座引き落としに納付方法を変えたが、継続して保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

また、当時、郵便局の職員から過去の未納分をさかのぼって納付するよう言われ、すべての未納期間分の保険料として8万円を納付したはずなので、未納記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳の記録から、申立人は、昭和38年7月から39年9月までの国民年金保険料を55年2月に、39年10月から40年2月までの保険料を55年3月に、それぞれ第3回特例納付により納付していることが確認できることから、この時点において、特例納付期間以前の申立期間①が未納であったとは考えられない。

また、申立期間①については、前後の期間は納付済みであり、申立期間は12か月と短期間である上、申立人は国民年金に加入後、保険料は定期的に銀行又は郵便局で納付していたと供述していることから、申立期間①

についても納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間③及び④については、共に3か月と短期間であり、前後の期間は納付済みであることから、申立人は申立期間③及び④についても保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、91か月と長期間である上、申立人は、郵便局又は銀行において、納付書を持参して保険料を納付していたと供述しているが、申立期間当時、A市B区では印紙検認方式が採用されており、当時の納付方法と申立内容は符合しない。

また、申立人の所持する国民年金手帳の昭和41年度から45年度までの印紙検認記録欄はすべて空白であり、国民年金手帳の記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から38年3月までの期間、48年10月から同年12月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び39年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和39年7月から40年3月まで

私は、未納となっていた申立期間①及び②の国民年金保険料について、町役場から特例納付の案内が届き、何回も督促を受けた後、私の母が町役場に行って、私たち夫婦と母自身の3人分の未納保険料をすべて納付したはずなので、3人とも未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が町役場で、申立人、申立人の妻及び母自身の未納分の国民年金保険料を特例納付により納付したと述べているところ、納付したとする時期は第2回目の特例納付の実施期間中であり、当時、町役場から送付された国民年金特例納付のお知らせ及び未納額連絡表に基づき、申立人の母が3人分の保険料を一括して納付したとする供述は具体的であり、申立期間の保険料を特例納付により納付したと考えても特段不自然ではない。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、申立期間を除き、60歳までの保険料をすべて納付しており、申立人とその妻も同様の納付状況であることから、申立人家族の保険料の納付意識は高かったものと推認される。

さらに、申立人は申立期間当時、自営業により収入は安定しており、特例納付を行う資力は有していた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険の資格喪失日及び同社C出張所における資格取得日は、昭和45年2月1日と認められることから、同社における資格喪失日及び資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月29日から47年1月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C出張所における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月4日から同年2月5日まで
② 昭和46年12月29日から47年1月1日まで

私は、昭和44年5月25日にA社に入社し、平成11年8月末に退職するまで継続して勤務したが、同社B支店から同社C出張所に転勤したとき及び同社C出張所から同社B支店に転勤したときの厚生年金保険の被保険者記録に空白期間があるので、それぞれ記録が継続するよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出された社員名簿及び雇用保険の記録より、申立人は同社に継続して勤務（昭和45年2月1日に同社B支店から同社C出張所に異動）していたことが認められる。

2 申立期間②については、A社から提出された社員名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務（昭和47年1月1

日に同社C出張所から同社B支店に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C出張所は、オンライン記録により、昭和46年12月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるが、同社の人事担当者が同年12月29日から公休日であったと回答していること、及び同社C出張所における被保険者全員が同日に資格喪失していることから、当該事業所は適用事業所としての適用要件を満たしていたと認められ、また、申立人の同社B支店の異動発令が47年1月1日であることから、同社C出張所の資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和46年11月の申立人のA社C出張所に係る社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に誤って適用事業所全喪届を提出していたと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料の納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を35年9月は6,000円、同年10月から36年5月までは9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月15日から36年6月1日まで

私は、昭和32年9月17日にA社に入社し、会社の2階に住み込みで、39年3月末日まで継続して勤務していた。36年6月から38年11月まではB社で厚生年金保険に加入したことになるが、B社は、A社の指揮の下、事務のみをやっていた会社であり、私自身はずっとA社に勤務していた。

途中で会社を辞めたことはなく、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和35年9月15日から36年6月1日までの期間について、A社において、継続して勤務していた。」と主張しているが、オンライン記録では、35年9月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、申立期間の前後を通じて、A社で厚生年金保険の被保険者資格を有している元同僚二人は、「申立人は、申立期間を含め、A社に継続して勤務していた。」と証言している。

また、申立人がA社で資格を喪失した後の昭和37年4月1日にA社で資格を取得した元同僚は、「私が入社したときから申立人はA社にいて、

ずっと一緒にC（業務）を行っていた。B社は、A社の社長の弟が社長をしており、私はB社の2階で住み込みだったが、B社は事務職員だけの、実態はあまりない会社だった。」と供述しており、入社以来、申立人の勤務形態に変更は無かったものと認められる。

さらに、B社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないが、A社は適用事業所であることから、申立人は、B社が適用事業所となる昭和36年6月1日までは、A社において継続して厚生年金保険の被保険者として適用すべきであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年8月の申立人のA社における社会保険事務所（当時）の記録及び同僚の記録から、同年9月は6,000円、同年10月から36年5月までは9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業し、当時の事業主も既に亡くなっているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社C支社）における資格取得日に係る記録を昭和41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和41年7月1日にA事業所D（部門）に臨時雇用員として入社したが、同事業所での厚生年金保険の資格取得日が同年8月1日となっており、入社日より1か月遅くなっているため調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E（法人）から提出された申立人に係る人事記録の写しにより、申立人は、昭和41年7月にA事業所D（部門）に臨時雇用員として採用され、同月において24日間勤務していることが確認できる。

また、同法人は、事業主照会に対し、「A事業所では「規程」により、昭和38年10月1日以降は臨時雇用員を厚生年金保険に加入させることが制度化していることから、申立期間においては当該保険料を納付の上、申立人を厚生年金保険に加入させていたと推認される。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和41年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行したと回答しているものの、これを確認できる関

連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月22日から同年2月21日まで

私は、昭和31年3月1日にB町にあったA社に入社し、工場移転に伴い、37年2月に同社C工場に転勤し、49年10月10日に退職するまで継続して勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が「異動したのは昭和37年2月だったと思う。」と供述していることから、A社C工場における資格取得日に合わせ昭和37年2月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月30日から同年7月1日まで

私は、平成13年4月から同年6月末日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年6月30日となっていることから、厚生年金保険被保険者期間の同年6月分が抜けていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び元同僚の証言により、申立人がA社に平成13年6月30日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人は同社を退職後、平成13年7月1日付けで国民年金への加入手続を行い、第1号被保険者として同年7月19日に同年7月からの国民年金保険料を納付していることから、申立人は当時、同年6月30日まで在籍していたことを認識しており、それに基づいて国民年金への加入手続を行ったものと推認できる。

さらに、申立人の夫は、平成13年7月1日付で国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更を行っており、これについてB市役所国民年金係では、「当時の資料は保存されていないが、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者となる変更手続を行う場合、社会保険資格喪失証明書、勤務先への電話等で勤務先の退職日を確認していたはずである。」と説明している。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社に平成13年6月30日まで

勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成 13 年 5 月の申立人の A 社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を平成 13 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に、資格喪失日に係る記録を36年6月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年6月1日まで

私は、昭和35年4月1日から36年5月末日までA社に勤務したが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白になっていた。同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と同時期に高校を卒業して当該事業所に採用された4人のうち、申立人を除く3人は、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、申立人と同期で同じB（業務）の担当者を含む複数の元同僚は、「入社時から厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、入社時の昭和35年4月から厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人は、「夏季のB（業務）を終えてから退職したので、昭和36年5月まで当該事業所で仕事をしていた。」と具体的に供述をしていること及び当時の同僚の供述から判断すると、申立人の同社における資格喪失日は同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所で申立人と同期に入社し、申立期間当時、同年齢で同様の業務に従事していた元同僚の標準報酬月額の記録から、3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年4月から36年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月は4万5,000円、同年9月から48年3月までは4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から48年4月1日まで

私は、昭和47年8月1日から49年1月1日までA事業所にB（職種）として勤務したが、申立期間の年金記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA事業所の給与支払明細により、申立人は、当該事業所に申立期間を含めて継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細により、昭和47年8月は4万5,000円、同年9月から48年3月までは4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書により、申立人の資格取得日が昭和48年4月1日と届け出られたことが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る47年8月から48年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和62年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月21日から同年9月21日まで
私は、昭和62年4月1日から平成18年3月20日まで、A社に継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社の昭和62年9月25日支給の給与明細書及び同社から提出された事業主照会の回答書により、申立人は、同社に同年4月1日から平成18年3月20日まで継続して勤務（昭和62年9月21日に同社B工場から同社本社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の保管するA社の昭和62年9月25日支給の給与明細書により、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の届出を昭和62年9月21日とするところ、同年8月21日として届け出たと誤りを認めていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 2280

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和25年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月29日から同年4月1日まで

私の夫は、A社でB(業務)をしており、昭和25年3月29日から同年11月1日までは同社C工場のD(職種)として勤務していた。A社からの書面には「記録の切れている期間は、A社C工場D(職種)(C工場の再開に携わる業務内容)でご勤務されていた期間でした。弊社の厚生年金取得者一覧表の中でも取得日等を確認いたしました。」と明記されており、この期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたことは間違いないので記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の人事サービスやコンサルタント業務を行っているE社が保管する職歴簿及び「厚生年金取得者五十音別一覧表」並びに元同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和25年3月28日に同社F工場から同社C工場D(職種)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年4月1日の申立人のA社に係る社会保険事務所(当時)の記録から8,000円とすることが

妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月11日から同年11月30日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和21年4月11日に、資格喪失日に係る記録を同年11月30日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、240円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から25年3月まで

私の夫は、A社C工場に昭和21年4月ごろから昭和25年3月ごろまで勤務していた。B社に確認したところ、退職者台帳により、夫とは生年月日が異なるが同じ昭和6年生まれの人物の厚生年金保険被保険者記録が確認できたと回答があった。この記録は夫の記録であると思われるので、この期間を夫の厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と生年月日が1日違いの同姓同名の記録があり、21年4月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月30日に資格を喪失していることが確認できる上、当該記録は基礎年金番号にも統合されていない年金記録となっている。

また、申立人の妻が夫（申立人）から生前、A社C工場で正社員として働いていたと聞いていると主張していることを踏まえると、申立人の被保険者記録が無いことは不自然であり、上記の同姓同名の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録であると考え

のが自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 4 月 11 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 11 月 30 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行い、申立人の給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除していたことが認められる。

なお、申立期間のうち、昭和 21 年 4 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、上記申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者原票から 240 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 21 年 11 月 30 日から昭和 25 年 3 月までについては、A 社 C 工場の被保険者原票照会回答票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 21 年 11 月 30 日から 25 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社C事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月25日から同年11月25日まで

私は、昭和42年10月1日にA社に入社して以降、61年6月30日に退職するまで継続して勤務していた。43年10月25日に同社本社から同社本社C事業所に転勤したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白とされていることは納得できない。この期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社から提出された経歴表及び退職証明書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社本社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社から提出された経歴表によると、昭和43年11月1日にA社本社D課から同社本社C事業所へ異動していることが確認できるが、B社は、「申立期間当時、転勤に伴う資格の得喪日を会社全体として毎月25日として届け出ている。」と供述しており、厚生年金保険被保険者喪失確認通知書（副）により、資格喪失日を同年10月25日として届け出ていることが確認できることから同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年9月の申立人の

社会保険事務所（当時）の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの資格取得日の届出を行っていないことを認めていることから、事業主が昭和43年11月25日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月分の保険料について告知を行っておらず、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和56年2月7日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立てに係るA社における資格喪失日は昭和56年2月9日であると認められることから、申立期間に係る記録を同日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年10月31日から56年2月9日まで

私は、B区CにあったA社に昭和55年2月8日に入社し、1年後の56年2月8日に退職したが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が55年10月31日になっている。同社に勤務していた期間の給与明細書もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所は、昭和55年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の記録が確認でき、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入記録も同日で被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、申立人が保有しているA社の給与明細書により、申立人は、昭和55年10月から56年2月まで当該事業所に継続して勤務していたことが認められるところ、上記被保険者名簿によれば、当該事業所の厚生年金保険の被保険者10名中、申立人を含む8名が、適用事業所でなくなってから約4か月後の同年2月7日に資格喪失の届出が行われている上、同届出日により、残り2名は55年12月27日及び同年12月31日の資格

喪失日が二重線で消され、同年10月31日に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）においてこのような^{そきゆう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、上記給与明細書から、昭和55年10月から56年1月までの期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該資格喪失届出が行われた昭和56年2月7日であると認められる。

また、昭和55年10月から56年1月までの標準報酬月額は、事業所別被保険者名簿の記録から26万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和56年2月8日については、昭和56年2月の申立人のA社に係る給与明細書によると、賃金対象労働日は同年1月21日から同年2月8日までの期間であることが確認できる。

このことから判断すると、申立人の申立てに係るA社における資格喪失日は昭和56年2月9日であると認められることから、申立期間に係る記録を同日に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成16年11月1日から17年2月1日までの期間及び同年4月1日から同年9月1日までの期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の24万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を16年11月から17年1月までは26万円、同年4月から同年6月までは30万円、同年7月は34万円、及び同年8月は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年10月1日から17年9月1日まで
私のA社での申立期間に係る標準報酬月額が24万円となっているが、雇用契約書及び給与明細書から判断すると26万円となるはずである。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初24万円と記録されていたところ、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年4月19日に24万円から26万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではな

く、記録されていた標準報酬月額となっている。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保有していた給与明細書の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年11月から17年1月までは26万円、同年4月から同年6月までは30万円、同年7月は34万円、及び同年8月は32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年10月及び17年2月から同年3月までの標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、当初記録されていた標準報酬月額（24万円）と同額となっていることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないことから、訂正する必要は無い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間のうち、A社における資格取得日に係る記録を昭和36年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月25日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月から34年3月1日まで
② 昭和34年10月から35年3月1日まで
③ 昭和35年3月1日から37年1月1日まで
④ 昭和37年1月1日から同年3月27日まで
⑤ 昭和40年7月26日から42年6月1日まで

私は、B（職種）として、各事業所から請われて、昭和33年10月から34年2月末日までは「C事業所」に、同年10月から35年2月末日までは「D社」に、同年3月から36年12月末日までは「A社」に、37年1月から同年3月までは「E事業所」に、40年7月から42年5月末日までは「F社」にそれぞれ勤務したのに、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人は「A社に勤務していた。」と主張するところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日が申立人と異なる昭和8年*月*日で、申立人と同姓同名で漢字表記の異なる「G（氏名）」の昭和36年6月1日資格取得、同年10月25日資格喪失という記録が確認できる。

また、当該記録は申立期間③と重複し、A社の現在の事業主が証言する「G（氏名）」についての記憶と申立人の証言が一致する上、申立人

は、「申立期間当時、本名の画数が悪いという理由から「G（氏名）」という漢字を使用することがあった。」と供述していることを考え合わせると、当該事業所における「G（氏名）」の厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録と推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該申立人と同姓同名で漢字表記と生年月日の異なる被保険者名簿の記録は、申立人に係る記録であると推認でき、A社の事業主は、申立人が昭和 36 年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 10 月 25 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、元同僚に当該事業所における申立人の勤務実態について照会したところ、「申立人のことは覚えているが、勤務期間までは不明である。」と回答しており、事業主照会においても申立期間③における厚生年金保険料の控除については、「当時の資料は無く、保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立期間③のうち、上記未統合記録の期間を除く残余の期間について申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

このほか、申立期間③のうち、昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 5 月 31 日までの期間及び同年 10 月 26 日から 37 年 1 月 1 日までの期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、「H県にあった「C事業所」に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、「C事業所」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない上、H県内に所在する「C事業所」及び類似名称の適用事業所も確認できない。

また、申立人は、「当時の当該事業所の事業主は、以前勤務していたI社の同僚でもあった。」と供述しているが、I社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該元同僚の氏名は無く、所在が判明しないため、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び申立期間当時の厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間②については、当時の元同僚の証言から勤務期間は特定でき

ないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、現在の当該事業所の事業主は、「当時の厚生年金保険の加入状況は不明である。また、当該期間当時に社会保険事務所に提出した資格取得届の控えが見つかったが、それにも申立人の氏名は見当たらない。」と回答があり、申立人の勤務実態及び申立期間②当時の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、複数の元同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、それ以上は分からない。」と回答があり、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について申立人は、「J県にあった「E事業所」に勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、「E事業所」という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない上、J県内に所在する「E事業所」及び類似名称の適用事業所も確認できない。

また、申立人は、事業主及び元同僚の氏名を記憶していないことから、事業主等へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、当時の元同僚の証言から勤務期間は特定できないものの、申立人がF社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の元同僚に、申立人の勤務実態について照会したところ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、勤務期間は分からない。」と回答があり、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、現在の事業主に照会したところ、「現在は、店舗名も経営主体も当時とは相違する。当時の事業主の所在は分からない。また、当時の事業所のことは不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び申立期間⑤当時の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の所在も判明しないことから、申立人の厚生年金保険料の

控除について確認することができない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和41年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から41年5月1日まで

私は、昭和37年4月にA社に入社し、42年1月まで勤務していたが、厚生年金保険には41年4月まで加入していたはずなので、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所台帳及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によると、同社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、14人の元同僚と同様に昭和40年5月1日となっていることが確認でき、同日に当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

しかし、申立人の申立内容及び元同僚の証言から、申立人が昭和42年1月まで同社に勤務していたことが推認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人を含めた15人について定時決定による40年10月の標準報酬月額が記載されているにもかかわらず、41年5月25日付けで当該事業所は40年5月1日に遡^{そきゅう}及して厚生年金保険の適用事業所でなくなる処理がされており、社会保険事務所（当時）においてこのような資格喪失日の遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人と勤務内容及び勤務形態等が同様であった元同僚が所持する給与明細書から、A社では保険料を2か月遅れで控除していることが確認でき、保険料の控除額が昭和41年6月までの給与明細書に記載されていることから、同年4月までの保険料が控除されていたものと認められ、

申立人も同様に保険料が控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 40 年 5 月 1 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なもの認められないことから、申立人の資格喪失日は、保険料の控除から推認される 41 年 5 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、昭和 40 年 4 月及び同年 10 月の申立人の A 社における社会保険事務所の記録から 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所本店（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和26年9月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月28日から同年11月20日まで

私は、昭和26年4月から63年3月まで、途中転勤はあったものの、継続してA事業所に勤務していた。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので調査し、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された在職期間証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A事業所に継続して勤務し（同事業所C支店から同事業所本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は「C支店には5、6か月ぐらいいたと思うので、異動は昭和26年9月末だと思う。」と供述していること、及び申立人のA事業所C支店における資格喪失日が同年9月28日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年11月の申立人のA事業所本店に係る社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和33年10月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月29日から34年10月1日まで

私は、昭和30年4月1日にA社D部に入社し、途中転勤はあったものの44年12月31日に退職するまで継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する退職金計算書及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社E工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期に同社E工場から同社C工場に異動した複数の元従業員は、「私は、昭和33年10月29日にA社E工場から同社C工場に異動したと思う。」と供述していることから同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年10月の申立人のA社C工場に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、

このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事
業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事
情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から53年5月まで

私は、勤め始めた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、昭和45年3月に町役場で国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料を納付していたはずなのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月に国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から57年12月ごろに払い出され、同時期に加入手続が行われたものと推認されることから、申立人の申述と相違している。

また、手帳記号番号が払い出される以前の期間である申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は98か月と長期間である上、申立人へ国民年金の加入及び保険料の納付状況について文書照会したが、町役場で加入手続と保険料の納付をしたということ以外に具体的な申述は得られず、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2707

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から同年7月まで

私は、平成5年1月にA（地名）の会社を退職した後実家に戻り、市役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続をした。加入手続をしたときは、国民年金保険料を納付しなかったが、再就職した後に申立期間の納付書が送付され、近くのスーパーマーケットで保険料納付の会場を設置する案内があったので、会場に出向いて保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年1月に会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、近くのスーパーマーケットに特設された国民年金保険料の納付会場において申立期間に係る保険料を一括して納付したと申述しているところ、申立人が当時居住していた市では、B社会保険事務所（当時）の主催で、毎年特設会場において納付勧奨を行っていたが、特定の未納者に対して通知するため、広報等の掲載は行っておらず、詳細は不明と回答している。

また、申立人の所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号が記載されておらず、申立期間において国民年金に加入した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2708

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から60年3月まで

私は、昭和53年6月*日に婚姻届を市役所に提出した際、国民年金への加入を勧められ、国民年金の加入手続も同時に行った。その後は送られてきた納付書で1期ごとに金融機関で国民年金保険料を納付していた。

申立期間については、国民年金に継続して加入しており、保険料の納付を中断する理由は特に無く、申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和53年6月*日以降、現在まで継続して加入し、申立期間の国民年金保険料も納付していたと申述しているところ、申立人が所持する年金手帳には57年4月26日に資格を喪失し、60年4月15日に任意加入したことが記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、当該資格記録はオンライン記録とも一致しており、申立期間は未加入期間とされていることから、申立人に納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から60年8月まで

私は、昭和60年9月に国民年金保険料を納付するために市の連絡所に行き、送付されていた納付書で同年4月からの1年分を一括納付した際、59年7月から60年3月までの保険料が納付可能か否か尋ねたところ、「2年以内であれば大丈夫。」と言われ、現金で納付し、同連絡所の領収書を受け取った。

また、年金手帳に「初めて被保険者となった日 昭和60年9月2日」と記載されている理由及び保険料の納付記録について質問したところ、「日付は被保険者になった日であり、59年7月からの納付は帳簿に記載してあるから心配無い。」と言われたにもかかわらず、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市の連絡所で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人が所持する年金手帳の記載から、申立人は昭和60年9月2日に任意加入により国民年金の被保険者となっていることが確認でき、資格取得日は被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることから、任意加入以前の申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、被保険者名簿には昭和60年10月12日に同年9月からの保険料の納付書が市役所から申立人へ送付されたことが記載されており、同年4月からの納付書が送付された形跡は無い上、申立人が保険料を納付したとする同連絡所では、過年度の保険料は取り扱うことができないとしている。

さらに、申立人の前後の任意加入者の保険料の納付について調査した結

果、申立人の主張する、さかのぼって保険料を納付した者、あるいは、さかのぼって保険料を納付した月分を還付された者は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2710

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から49年3月まで

私は、A県B郡C町（現在は、D市）の事業所に住み込みで働いていたときに20歳になり、C町役場（現在は、D市役所E支所）、又は実家があるF町役場（現在は、D市役所G支所）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずだが申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のときにC町又は実家があるF町で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するところ、戸籍の附票により、申立人は20歳当時、D市に住所を有していたことが確認できることから、居所であるC町又は実家があるF町では国民年金の加入手続を行うことはできない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和49年9月末にH市に払い出された番号の一つであることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、H市に転入した後の同年10月以降であることが推認されることから、20歳当時、加入手続を行ったとする主張と相違している。

また、申立期間の保険料の納付については、手帳記号番号の払出しから過年度納付等によらなければ納付できないが、申立人はさかのぼって納付した等の主張はしていない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A県において申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2711

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から56年6月まで

私は、昭和53年から55年ごろ、A区B出張所で国民年金の加入手続を行い、それ以降国民年金保険料を納付してきた。同出張所で年金の相談をしたとき、「あなたはさかのぼって納付しないと年金がもらえない。」と言われたので、44年1月から56年6月までの保険料を納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。また、申立期間に厚生年金保険期間がいくつか含まれているが、この期間は厚生年金保険料と国民年金保険料を二重で納付していたので保険料を返してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年から55年ごろA区B出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張するところ、戸籍の改製原附票によると56年3月20日にA区Cに転入しており、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金の記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、58年7月下旬から同年8月上旬ごろに行われたものと推認でき、A区の保存する被保険者名簿に同年7月29日取得届受付と記載されていることから、この時点を基準にすると、申立期間のうち56年3月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が申立人に払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は138か月と長期間であり、申立人の保険料を納付し

ていたとする妻も、結婚後の期間である昭和 50 年 12 月から 58 年 3 月までの国民年金の被保険者期間については、すべて未納と記録されている上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間内の厚生年金保険の被保険者期間については、重複納付していたとは認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2712

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 55 年 4 月に事業所を退社した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者になるときに A 区役所へ出向き、未納期間の保険料を全額納付したはずである。そのとき窓口の担当者から、「これで大丈夫。未納期間は無いので、全額受け取れます。」と言われた記憶があり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、昭和 55 年 7 月 9 日に国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されており、オンライン記録でも同日に任意加入していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したと主張する昭和 61 年 4 月の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から42年9月まで

私は、昭和38年3月まで事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた。退職後、同年4月から42年9月まで、自営で同社の下請けの仕事をし、この間、夫婦で国民年金に加入して、国民年金保険料を納付しており、妻が納付済みとなっているのに、私は未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に国民年金の記号番号及び被保険者資格の記載は無く、オンライン記録にも申立人の国民年金の記録が存在しないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料納付の前提となる手帳記号番号が申立人に払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は52か月と長期間であり、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人及び自身の国民年金の加入手続、保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、加入手続及び保険料の納付についての記憶が不鮮明なため、納付状況等が不明である上、申立人の妻も、昭和61年4月に初めて国民年金手帳記号番号が払い出され国民年金の被保険者となっており、申立期間は国民年金に未加入の期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2714

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から52年3月まで

私は、新しい仕事に就いたときに市の職員に「2年間国民年金保険料を納めてないのは、年金を受け取るときに大きな差になるから、さかのぼって納めたらどうか。」と勧められ、保険料を一括で納付したのに未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月に就職した後、国民年金の加入手続を行い、過去2年間の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年9月ごろに払い出されていることから、同時期に加入手続を行ったものと推認でき、申立人の主張とは相違している。

また、申立人が現在所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和62年3月26日と記載されており、この記録がオンライン記録の資格記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A市において申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2715

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年3月まで

私は、昭和53年に国民年金に加入し、地域の婦人会の集会のときに、婦人会の役員が国民年金保険料を集金していたので、長男の分と一緒に保険料を納付していた。60歳以降も引き続き同じように納付していたが、申立期間について長男は納付済みとなっているのに、私は未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和53年に国民年金に加入し、65歳になる63年まで国民年金保険料を納付していたと主張しているが、60歳以上の者も任意加入することができるようになったのは、国民年金法が改正された61年4月以降であり、申立人が60歳になった58年*月の時点で、同法の改正前であることから、制度上、60歳で国民年金被保険者の資格を喪失することとなり、58年*月以降の保険料を納付し続けることはできない。

また、申立人の保管する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、昭和58年*月*日資格喪失、61年4月30日資格取得の記載があり、申立人が法律改正と同時に62歳の時点で国民年金に再加入したことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 54 年 10 月から 56 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 12 月まで
② 昭和 54 年 10 月から 56 年 1 月まで

私は、昭和 53 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、仕事の都合や病気のために働けず納付できなくて気にしていたところ、当時住んでいた A 県 B 郡 C 町（現在は、D 市）が保険料を一括集金していたので、町役場に直接保険料を持参し納付した。後日、54 年 1 月から勤務していた事業所の分も計算して保険料を徴収されていたことが分かったので、55 年か 56 年ごろに厚生年金保険料と重複納付した国民年金保険料は還付された。

また、昭和 54 年 10 月から 56 年 1 月までの保険料については、毎月月末に町役場で納付している。いずれの申立期間も未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳及び A 県 B 郡 C 町の被保険者名簿では、申立人は、昭和 48 年 1 月 1 日に厚生年金保険の加入により、国民年金の被保険者資格を喪失しており、56 年 2 月 4 日に被保険者資格を再取得するまでの間は厚生年金保険期間しか確認できず、申立期間①及び②は国民年金の任意未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間①の保険料をまとめて納付したとしているが、被保険者資格を再取得した昭和 56 年 2 月の時点では時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料をC町役場で納付したとしているが、被保険者資格を再取得した56年2月の時点では55年4月以前は過年度納付となり、町役場で納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2717

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から48年5月まで

私の国民年金保険料は、母が妹の分と一緒に納付していたはずである。妹は20歳から国民年金に加入し、保険料も納付済みなのに、申立期間において私の分だけが未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月10日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された記号番号の一つであり、同年4月の国民年金第3号被保険者制度開始により、第3号被保険者資格取得届時に国民年金の加入手続が行われたことが確認でき、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人の所持する年金手帳には、申立期間が国民年金の被保険者であったことを示す記載は無く、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする両親は既に亡くなっており、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である上、一緒に納付していたとする申立人の妹は、国民年金の加入手続を昭和53年12月21日以降に行っており、この時点で、申立人は、婚姻し別世帯となっていることから、一緒に加入手続及び保険料の納付を行ったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2289

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月10日から35年9月15日まで
② 昭和35年10月2日から45年8月31日まで
③ 昭和45年10月1日から56年2月28日まで

私は、申立期間①においてはA事業所に勤務しB(業務)をしており、申立期間②においてはC事業所に、申立期間③においてはD社にそれぞれ勤務しE(業務)をしていた。いずれの期間も厚生年金保険被保険者の記録が無いので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、A事業所は、昭和42年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所の事業主は、所在が不明である上、申立人は、元同僚の氏名を覚えていないことから、元同僚等へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、オンライン記録において、C事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない。

また、当該事業所の事業主は、所在が不明である上、申立人は、元同僚の氏名を覚えていないことから、元同僚等へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間当時の勤務実態は確認することができない。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和39年

11 月以降に国民年金の加入手続を行い、国民年金の被保険者資格を 35 年 10 月 1 日にさかのぼって強制で取得し、40 年 4 月から保険料を納付している上、当該事業主は国民年金に加入し、36 年 4 月から、申立期間を含め 46 年 3 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「昭和 50 年頃から 5 年ぐらい一緒に勤務した。」と証言していることから、申立人は、申立期間の一部において、D 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D 社は、昭和 45 年 11 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所になり、48 年 4 月 11 日に適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、45 年 10 月は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間であり、48 年 4 月から 56 年 1 月までは、適用事業所でなくなった後の期間である。

また、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の 45 年 11 月から 48 年 3 月までの期間において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、昭和 40 年 4 月から申立期間を含め、国民年金保険料を納付している。

加えて、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「給与は請負った業務に応じて支払われる出来高給のようなものであった。」と供述している上、昭和 44 年 9 月 6 日から申立期間③を含め平成 10 年 3 月 24 日まで国民年金保険料を納付している。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2290

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から8年1月まで

私は、平成5年2月にA社に入社し、8年1月までB（施設）で午前6時から午後6時まで勤務していた。その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社での勤務は、土曜日及び日曜日のみで、身分は正社員ではなく、アルバイトだった。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人は、平成4年2月1日から国民年金に任意加入し、申立期間のうち、5年2月及び同年3月、同年6月から6年3月まで、同年7月から8年1月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、C市国民健康保険被保険者資格状況通知書により、申立人の国民健康保険の加入記録は、昭和34年10月1日に資格取得、平成20年4月2日に資格喪失となっており、申立期間においてC市の国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2291

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 12 月 16 日から 41 年 8 月 1 日まで
② 昭和 43 年 11 月 26 日から 45 年 9 月 7 日まで

私は、申立期間①について、A社で正社員としてB（業務）をしていた。また、申立期間②について、C社D支店において、正社員としてE（業務）をしていた。厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が氏名を挙げた元上司は、「申立人を覚えていない。」と回答していることから、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時に健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、連絡が取れた7人に照会したところ、回答のあった6人は申立人を知らないと回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は無い。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の関係資料の所在を確認できないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、C社F本部（D支店）の元上司の姓を挙げているが、個人を特定することができず、申立人の勤務実態に

ついて確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚を覚えていないため、C社F本部（D支店）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間のうち当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年2月1日以降に被保険者資格を取得した者の中から連絡先が判明した4人に照会したが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の厚生年金保険の加入について確認することができない。さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料の所在を確認できないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2292

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から32年8月30日まで
私は、昭和28年4月にA(業種)のB社に入社し、32年8月まで勤務した。朝8時に出社し、9時からの開店の準備や掃除をしてから、C(業務)をして17時まで働いた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の同僚の氏名を覚えていないことから、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が適用事業所になった昭和29年7月1日に被保険者資格を取得している4名に照会したところ、3名から回答があり、そのうちの2名が申立人を覚えていたことから、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった日に被保険者資格を取得した37名の中に申立人の氏名は無い上、申立期間においても申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、当該事業所は、「平成14年には解散して、当時の賃金台帳も残っていない。」と供述していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2293

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 34 年 1 月 1 日まで

私の夫は、昭和 31 年 4 月ごろに A 事業所に入社し、事業主が交代し社名が B 社になった 33 年 12 月末まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 社の事業主及び元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と共に A 事業所から B 社に移籍した元同僚は、「申立期間当時、A 事業所は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している上、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿において、A 事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、A 事業所と事業主が同一人である C 社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和 34 年 12 月 1 日であり、申立期間は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

さらに、A 事業所の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料の控除等の状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2294

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月23日から29年4月1日まで
私は、下宿先の同居人でA基地に勤務していた人からの紹介で、昭和27年7月23日から基地内のB（施設）で働いていた。申立期間の厚生年金保険の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C健康保険組合発行の「MEDICAL CERTIFICATE」（医療証明書）を所持しており、同証明書に昭和27年7月23日の検診記録が記載されていることから、申立期間当時、A基地のB（施設）に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付保発第51号厚生省保険局長通知）により、同年7月1日以降、非軍事的業務に使用される者は、PX（物の販売の事業）に使用される者を除き、厚生年金保険の強制被保険者として取り扱わないこととされているところ、申立人はB（施設）に勤務していたと供述していることから、同通知に基づき、厚生年金保険の被保険者とはなり得なかったと認められる。

また、D防衛局E管理事務所は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入及び雇用に関する記録は無い。」と回答しており、F（法人）G支部においても、申立人の勤務に関する記録は確認できない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月17日から同年6月1日まで

私は、平成9年3月からA事業所（現在は、B事業所）にC（職種）として勤務していたが、申立期間について照会を行ったところ、「保険料の納付ができない期間として取り扱っているため、被保険者期間には算入されておりません。」と社会保険事務所（当時）から回答を受けた。申立期間の国民年金保険料は還付されており、納得できないので、厚生年金保険の被保険者期間に算入されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、平成9年3月17日に訂正されており、社会保険事務所による厚生年金保険料の徴収権が時効によって消滅した後、資格取得日の訂正の届出が行われていることから、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第75条本文の規定により、申立期間について保険給付は行われぬ。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第109号）第1条においては、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、これを納付する義務を履行したことが明らかでない場合に記録の訂正を行うことと規定されている。

本件についてみると、B事業所が保管する申立人の「給与個人別一覧」により、申立期間について給与から保険料が控除されていないことが確認できる。

また、現在の事業主は、「当時、C（職種）については3か月の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させておらず、保険料は控除してい

なかった。」と回答している。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、「申立人の資格取得日の訂正について、訂正の届書が見当たらず、提出の有無を含めて経緯は不明である。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2296

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 25 日から同年 8 月 1 日まで
平成 17 年 7 月 25 日付けで、A 事業所に本採用されたが、厚生年金保険の資格取得日が同年 8 月 1 日となっている。同年 7 月の年金記録の空白は納得できないので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出された人事記録により、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A 事業所は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格取得に関する届出を平成 17 年 8 月 1 日に行った。」と回答しており、同事業所から提出された「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得確認および標準報酬決通知書」により、同年 8 月 1 日に届け出ていることが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書及びA 事業所から提出された職員別給与簿（控除額）では、採用直後に支給されている平成 17 年 8 月の給与から厚生年金保険料が控除されておらず、同年 9 月以降に支給された給与から保険料が控除されているところ、事業主は、「A 事業所における保険料は、翌月控除であった。」と回答していることから、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2297

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 3 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで A (地名) にあった B 社が経営する C 事業所に D (職種) として勤務していた。社会保険を完備していることが入社条件の一つだったので、申立期間における厚生年金保険被保険者の記録が無いとする年金事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人について、C 事業所の元店長は「申立人については、おぼろげな記憶はあるが、社会保険については会社がしっかりやっていたと思うので、記録が無ければ加入していなかったのだと思う。」と供述している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の勤務実態について複数の元同僚に照会したが、回答を得た複数の元同僚は、「申立人のことは覚えていない。」、「申立期間当時、学生等のアルバイトについては社会保険に加入させていなかった。」と供述しており、申立人の申立期間当時の勤務状況を調査することはできない。

さらに、事業主は「当時の資料は既に破棄した。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することはできない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 16 日から 35 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 3 月に学校を卒業と同時に同期生 5 名と一緒に学校からの推薦により、A 事業所に非常勤職員として就職し、主に B（職種）として、35 年 3 月末に退職するまで、宿舎に入居し、同じ業務に従事していたのに、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の上部機関である C（機関）が保管する昭和 33 年度及び 34 年度の非常勤職員共済組合掛金調書により、申立人は申立期間において A 事業所に勤務していたことが確認できる。

また、上記調書から、申立人は、昭和 33 年 12 月 16 日に D 共済組合の組合員の資格を取得し、同年 12 月から 35 年 3 月までの期間に係る同共済組合の短期掛金及び長期掛金が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、E 共済組合では、「昭和 34 年の法改正により、33 年 12 月 16 日にさかのぼって申立人を含め多数の非常勤職員を同共済組合へ加入させている。」と回答しているところ、申立人が氏名を挙げた元同僚 2 名の A 事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、申立人と同じ同年 12 月 16 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 21 日から 58 年 3 月 21 日まで
私は、昭和 45 年 3 月に A 社に入社し、平成 15 年 6 月まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。この期間は、B 社に出向した時期だと思うが、会社からは「出向社員でも、給料や保険は変わらない。」と説明を受けており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された社員在籍記録により、申立人は当該事業所に昭和 45 年 3 月 1 日に入社し、平成 15 年 6 月 30 日に退職したことは確認できる。

しかし、申立期間の雇用保険は、申立期間途中の昭和 56 年 5 月 21 日から 58 年 3 月 20 日までの期間が、出向先である B 社での加入となっているが、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が氏名を挙げた元同僚及び申立人と一緒に B 社に出向した元同僚の全員が、申立人と同様に申立期間において厚生年金保険被保険者期間の記録が無い。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が健康保険証を返納していることが確認できる。

加えて、A 社は、申立期間当時の賃金台帳等、関係資料は保管していないと回答している上、申立人が氏名を挙げた当時の同社の社長の姉及び事務担当者に、文書にて照会をしたが、回答を得ることができなかったことから、申立期間当時の勤務実態を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2300 (事案 674 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 9 月まで

私は、A社に勤務していたとき、後輩3名が専門学校を卒業して同社に入社してきたので、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 45 年 10 月 1 日と記録されていることに納得できない。3名のうち氏名を思い出した2名の氏名と写真を添えて再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、勤務していた期間についての具体的な証言を得ることはできず、また、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 5 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たに思い出した後輩2名の姓を挙げ申立人が先に勤務していたことを理由に厚生年金保険被保険者の資格取得日が相違していると主張しているが、当該事業所の被保険者名簿により該当する後輩と思われる者を調査したところ、申立人を覚えておらず、申立期間当時の勤務実態について確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月 6 日から 46 年 2 月 11 日まで
② 昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）に照会したところ、脱退手当金が支給されているとの回答を得たが、結婚して昭和 47 年*月に出産予定であったので、家から外出することはほとんどなく、まして脱退手当金を受け取るための書類を作成するために社会保険事務所に行った記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえ、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が脱退手当金を支給された記載がある上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から26年6月まで

私の夫は、既に亡くなっているため正確なことは分からないが、A（機関）から叙勲を受ける際に提出した履歴書に、B社の退職日が記載されている。生前何度か社会保険事務所（当時）に話に行ったが、申立期間をB社における厚生年金保険被保険者期間として認めてもらえなかった。第三者委員会の制度ができたので、調査をお願いしたい。

（注）申立は、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された申立人の履歴書について、C（組織）は、「褒章受章候補者を推薦するに際して、申立人に履歴書の提出を求め、資格年月日、役員歴などを確認して、A（機関）に推薦したが、職歴についての内容調査はしていない。」と回答している。

また、B社は、既に適用事業所でなくなっていることから当時の関係資料の所在は不明である上、複数の元同僚も申立人を覚えていないため、申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月 9 日から同年 10 月 21 日まで
② 平成 6 年 3 月 7 日から同年 4 月 5 日まで
③ 平成 7 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
④ 平成 7 年 6 月 1 日から 9 年 6 月 1 日まで
⑤ 平成 9 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社、申立期間②については、B事業所、申立期間③については、C社、申立期間④については、D社及び申立期間⑤については、E社に勤務し、厚生年金保険の被保険者期間であると思っていたが、被保険者期間となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の具体的な供述から、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンラインの記録によると、A社は、昭和 53 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は当該事業所が適用事業所になる前の期間であることが確認できる。

また、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、事業主の所在も不明なため、申立人の申立期間に係る勤務実態は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人の具体的な供述から、B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、厚生年金保の適用事業所として確認することができない上、当該事業所の事業主の年金加入記録によると申立期間②の期間は国民年金に加入していたことが確認できる。

また、申立人は、「当時の従業員は自分と事業主夫婦合わせて3人だったと思う。」と供述しているが、事業主の夫は、申立人を記憶していない上、事業主からは協力が得られず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、C社における元同僚の証言から、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「施設ができるまでということで入社し、施設が完成したが契約が延長されなかった。」と供述しているところ、当該事業所総務課長は、「申立人については記憶がある。現地に勤務してもらったが、短期の雇用であったので、厚生年金保険へは加入させていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④については、D社における元同僚の証言から、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していた当該事業所のF店を管理していた元同僚は、「申立人はパートで採用した。申立人は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

また、当該事業所に係る健康保険組合、親会社であるG社及び承継会社であるH社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者の記録は無い。」とそれぞれ回答しており、申立人の申立期間④当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間④における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、E社における元同僚の証言から、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時、当該事業所の役員だった事業主の妻は、「夫は、申立人のことを記憶しているが、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと話している。」と証言している。また、当時、給与計算を担当していた

元同僚も、「申立人から厚生年金保険料は控除していなかった。同社は経営が苦しかったので、長年勤務していた自分でも厚生年金保険へ加入させてもらえなかった。」と証言しており、オンライン記録によると、上記元同僚も当該事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間⑤における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6 申立期間④及び⑤の期間において、申立人は、国民年金の申請免除期間となっていることがオンライン記録で確認でき、また、申立期間④のうち平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料を追納していることが確認できる。

7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年7月1日から7年1月1日まで
② 平成7年1月1日から13年9月21日まで

私は、昭和41年4月にA社に入社し、その後、平成5年7月からB社（その後、C社に合併）に出向し、D国にあるB社の直営会社に勤務した。その時にB社から現地手当が日額9,000円（月額約27万円）支給されたが、その金額が年金記録の標準報酬月額に反映されていない。また、上記のD国にあるB社の直営会社に勤務のまま、6年12月にA社を退社し、7年1月にB社に入社した。その時も現地手当が日額9,000円（月額約27万円）、8年4月からは日額1万円（月額約30万円）支給されたが、その金額が年金記録の標準報酬月額に反映されていない。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険における報酬の定義では、出張手当は通常報酬とされない取扱いとされているところ、C社は、D国にあるB社の直営会社での勤務は、申立人のようなE（職種）の者は能力に対応して、特別契約により給与及び経費としての出張手当を決めており、出張手当に対しては税金も社会保険料も控除していないと回答しており、申立人も、当該勤務は、実質は海外出張であり、現金を仮払いで受け取り、2、3か月に一度帰国したときに、ホテル代、飛行機代、雑費等（すべて領収書添付）及び現地手当を精算していたと供述していることから、申立人が主張する現地手当は「出張手当」であると推認される。

また、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2305

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 2 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、A事業所に勤務したときの厚生年金保険の加入期間については、脱退手当金支給済みとなっていることが判明した。私は脱退手当金を受給していないので支給済みの記録には納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和45年6月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は外国籍であるが、日本国内に住所を有する外国人が国民年金の加入が可能となったのは、昭和57年1月1日以降であり、A事業所退職時には、外国籍である申立人は国民年金には加入できず、申立人が年金を受給するためには、厚生年金保険制度単独で20年以上の加入期間を要することを踏まえると、A事業所を退職後、62年10月まで厚生年金保険の加入記録が無い申立人が脱退手当金の受給を選択することは自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2306

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 30 日から 38 年 3 月 9 日まで

私は、A社を昭和 38 年 3 月 9 日に結婚のため退職したが、申立期間に係る脱退手当金を 41 年 3 月 17 日に支給していると社会保険事務所（当時）で説明を受けた。私は、脱退手当金を絶対に受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は、昭和 41 年 3 月 7 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 3 月 17 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、上記被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2307

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 3 月 26 日まで
私は、年金記録上、A社及びB社の厚生年金保険の加入期間について、昭和 41 年 7 月 12 日に脱退手当金を支給されたことになっているが、A社の加入期間については、39年1月ごろ受給した覚えがあるが、B社の加入期間については受給した覚えがないので、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたことになっている申立期間以前に勤務していた期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 38 年 12 月 30 日であり、申立人は、約 1 か月後の 39 年 2 月 1 日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、脱退手当金の請求から支給決定までの間に厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが判明した場合は、脱退手当金の受給権が消滅することになり、A社での資格を喪失後、約 1 か月の間に脱退手当金を請求し受給したとは考え難い。

さらに、上記のそれぞれの事業所における申立人の厚生年金保険は、同一の記号番号によって管理されていたこと、及び脱退手当金の支給額が申立期間に係るB社と合算した支給額に一致していることを踏まえると、脱退手当金の請求手続は、B社に係る被保険者期間を含めて行われたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2308

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月ごろから2年8月28日まで

私は、昭和63年9月からA市B所在のC社（現在は、D社）にパートとして勤務し、同社の勧めにより平成元年9月ごろから退職した2年8月28日まで厚生年金保険に加入していたはずであるが、当該期間が未加入となっている。調査の上、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している普通預金出納記録には、昭和63年11月28日から平成2年8月28日まで、「E（振り込み元）」と印字された定期的な給料の振込みが確認できることから、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る申立人の雇用保険の加入記録は無い上、当該事業所が加入しているF健康保険組合は、「申立人に係る被保険者記録は無い。」と回答している。

また、申立人は、申立期間における元同僚について具体的に記憶していないことから、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険料の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人は、「申立期間において、通常、午前3時から6時までの3時間（人手不足のときには4時間）、月当たり約30日勤務した。」と供述しているところ、当該事業所は、「パート勤務者については、月の勤務が16日以上、1日の勤務時間が6時間以上の場合に厚生年金保険に加入させている。申立人は、1日の勤務が4時間とのことであり、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得の届出及び保険料の納付は行わなかった。」と回答している。

加えて、申立人は、昭和 44 年 4 月に国民年金に任意加入（61 年 4 月から第 1 号被保険者）し、平成 16 年 4 月までの 421 か月分の国民年金保険料を納付済みであり、申立期間においては、付加保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日から 54 年 12 月 26 日まで、A 区 B に在った C 社及び D 社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであり、36 年 7 月 1 日から 39 年 1 月 1 日までの被保険者期間が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び元同僚は、C 社及び D 社について、「それぞれの事業主は、義理の親子関係だった。」と供述しており、当該両事業所に係る事業所別被保険者名簿に記載されている所在地等により当該両事業所が当該親子によって経営されていたものと判断されるところ、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「申立人が昭和 36 年 7 月 1 日に C 社を退職したことはない。同社は、37 年 1 月 1 日以降も屋号を D 社に変更はしたが継続して営業し、私が退職した 42 年 3 月末日には存続しており、申立人は在職していた。」と供述している上、申立人の勤務状況に係る具体的な供述により、申立人は申立期間当時、当該両事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社は、昭和 37 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同日以降は、当該事業所が適用事業所でなくなった後の期間である。

また、C 社の事業所別被保険者名簿に記載されている厚生年金保険被保険者 15 名のうち、昭和 36 年 4 月 1 日に資格を取得した申立人を含む 2 名が同年 7 月 1 日に、また、当該事業所の事業主及び後の D 社の事業主を含む 9 名が当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 37 年 1 月 1 日に資格を喪失しているところ、当該 11 名のうち申立人を含む 5 名が

39年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となったD社において資格を再取得している。

さらに、C社及びD社のそれぞれの事業主は、既に亡くなっているため、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記元同僚は、自身の昭和37年1月1日から42年3月末日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることについて、「C社が37年1月1日に厚生年金保険の適用事業所から離脱した理由については分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2310

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 1 日から 39 年 1 月 10 日まで

私は、A年金事務所から、脱退手当金を支給されているとの回答をもらったが、脱退手当金は受給していないので調査してほしい。また、脱退手当金を支給されたという証拠等を見せてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理においては、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされているが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、その「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和39年3月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職した際の手続や厚生年金保険被保険者証の受取などについての記憶が明らかではなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月から33年1月7日まで
② 昭和33年4月16日から34年7月2日まで
③ 昭和34年12月16日から35年3月1日まで

私は、昭和30年1月から35年2月まで、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、一部の期間しか見つからなかったことに納得できない。申立期間についても、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和30年1月から35年2月まで、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人の元同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間については特定できない。

申立期間①について、申立人は、「兄が私の1年前に入社し、私より数か月又は1年ほど後に弟が入社した。」と主張しているところ、当該事業所には申立期間当時の人事記録等の資料は無く、申立人の兄弟の入退社日は不明であるが、オンライン記録によると、弟は当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無く、兄は加入記録があるものの資格取得日は昭和32年11月12日と記録されている。

これらのことから判断すると、申立期間①当時、当該事業所は入社したすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入させたとしても、入社してから相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、オンライン記録によると、申立期間前後に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の中にも、申立人と同様にA社において厚生年金保険の被保険者資格の取得と喪失を繰り返し、加入が断続的になっている被保険者が複数いることが確認できる。

また、厚生年金保険の適用事業所でなくなった時の事業主は、「現在当社は休眠状態であり、申立期間当時の人事記録や給与関係の記録は全く残っていないため、申立人の勤務実態及び社会保険の適用関係は不明である。以前から勤務していた従業員にも聞いてみたが、申立人が勤務していたかもしれないという程度の記憶であった。また、申立期間当時には、この業界は好不況の波が激しく、不況になると社員を独立させ、請負契約として仕事をさせていたこともあったようだ。ただし、独立はしたが請負としてうまくいかずに、会社に戻った者もいたらしいと聞いている。」と供述しており、現場社員の厚生年金保険の取扱いに多様性があった可能性がうかがえるが、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用状況について証言を得ることはできない。

このほか、申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人と一緒にA社を退職しB社に移った者は、申立人を含めて3名おり、そのうち1名の資格喪失日は申立人と同じく昭和34年12月であり、申立人は一緒に退職したと供述していることから、退職時期は当該事業所での資格を喪失した時期であった可能性がうかがわれる。

このほか、申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

また、申立人が元同僚として氏名を挙げた3名は既に死亡しており、それ以外の元同僚は姓のみの記憶であり、当該同僚に対する調査ができないため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当時の複数の元同僚に申立人の申立期間における勤務実態について照会したところ、具体的な証言を得ることはできず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について証言を得ることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。